

# 大田原市都市計画マスタープラン 概要版

令和8年3月 大田原市 建設部 都市計画課

## 1. 都市計画マスタープランとは 第1章「都市計画マスタープランとは」

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき「都市計画の基本的な方針」を示したものです。長期的な視点に立って、将来都市構造や土地利用の基本的な考え方、都市施設などのまちづくりの方向性を明らかにし、市民や事業者、行政が協働で取り組むまちづくりの羅針盤となるものです。

**策定の背景と目的**

『大田原市都市計画マスタープラン(平成22(2010)年～)』が令和7(2025)年度に目標年次を迎える中で、少子高齢化の進行や自然災害の甚大化などの課題へ対応するため、持続可能で効率的なまちづくりを進めます。

持続可能で効率的なまちづくりの実現に向けて、まちづくりのあり方を示す指針として「大田原市都市計画マスタープラン」を改定しました。

**対象区域**  
都市計画区域外を含む市全域

**計画期間**  
20年間(令和 8(2026)年度～令和27(2045)年度)

**計画の構成**

- ①都市づくりの基本方針
- ②全体構想
- ③地域別構想
- ④計画の実現に向けて

## 2. 都市づくりの主要課題 第2章「大田原市の概況と課題」

「市の概況」「上位計画、関連計画との整合」「市民アンケート調査」を踏まえ、本市の強み、弱みを整理し、今後20年間で取り組むべき「都市づくりの主要課題」をまとめました。

- |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| ①拠点市街地を中心としたコンパクトなまちづくりの推進   | ⑥環境問題に対応したエネルギー効率の良いまちづくりの推進 |
| ②中心市街地の活力維持・向上               | ⑦貴重な自然環境の保全・活用               |
| ③役割に応じた拠点形成による各地区における機能維持・向上 | ⑧災害に強いまちづくりの推進               |
| ④地域の移動特性に応じた公共交通体系の確保・維持     | ⑨自然と歴史を生かした美しい都市景観の形成        |
| ⑤地域間交流を促進する道路ネットワークの構築       | ⑩空き家・空き地等の有効活用               |

## 3. 都市づくりの基本理念と基本方針 第3章「都市づくりの基本方針」

都市づくりの主要課題を解決するため、都市づくりの基本理念として次の3つを掲げます。

**基本理念1**  
誰もが暮らしやすい集約型の都市づくり

- 拠点相互に担うべき役割を補完し、都市機能の集積・誘導による都市の利便性の向上と誰もが暮らしやすい集約型のまちづくりの推進

**基本理念2**  
安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

- 防災・減災対策や地域防災力の向上
- 迅速な復旧・復興を可能とする都市基盤の整備

**基本理念3**  
豊かな自然と調和する安らぎある快適な環境の都市づくり

- 人と自然が共生する循環型社会の形成
- 豊かで美しい自然と調和した安らぎある都市環境の提供

**【都市づくりの基本方針】**

- 各拠点地区の持続ある発展に向けた土地利用や都市機能の集積・誘導や役割に応じた拠点間での相互補完の推進
- 拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの確保とまちづくりの一体化による多核ネットワーク型都市構造の実現

**【都市づくりの基本方針】**

- 防災対策や減災対策、都市基盤の整備、ICTなどの最新技術の活用の検討による災害に強い都市づくりの推進
- 道路環境の改善や広域的な交流・連携を促進する道路ネットワークの構築による地域間や周辺市町との連携強化
- 既存の公共公益施設の長寿化や効率的な施設運営・配置の検討による再編の推進

**【都市づくりの基本方針】**

- こどもまんなかの視点に立った生活空間の形成
- 高齢者や障がいのある人等が自宅や地域で暮らし続けていけるバリアフリー等の環境の整備・充実
- 空き家の適切な管理による安全で安心な生活環境の保全や既存ストックの利活用
- 循環型社会の形成やグリーンインフラの推進
- 美しい自然と調和した都市環境の提供や歴史文化遺産と調和した良好な都市景観の形成の推進

## 4. 将来都市構造

将来の都市構造を形成する要素を、「基本エリア」「拠点」「連携軸」とし、以下のとおり位置づけます。

### ■基本エリア

土地利用の現状及び特性の下、地形等の自然条件や歴史的・社会的条件等を考慮し、秩序ある土地利用を推進していくため、以下の4つのエリアを設定します。

市街地形成エリア	●住宅や産業等の都市的な土地利用の維持や、良好な市街地の形成
工業エリア	●広域交通ネットワークを生かした工業・流通系の土地利用の促進
田園共生エリア	●優良な農地の保全と集落環境の維持・向上
森林保全エリア	●豊かな自然環境の保全と貴重な山林の適切な管理・利用の推進

### ■連携軸

周辺都市や必要な都市機能を集約した拠点との連携の強化を図るため、以下の4つの軸を設定します。

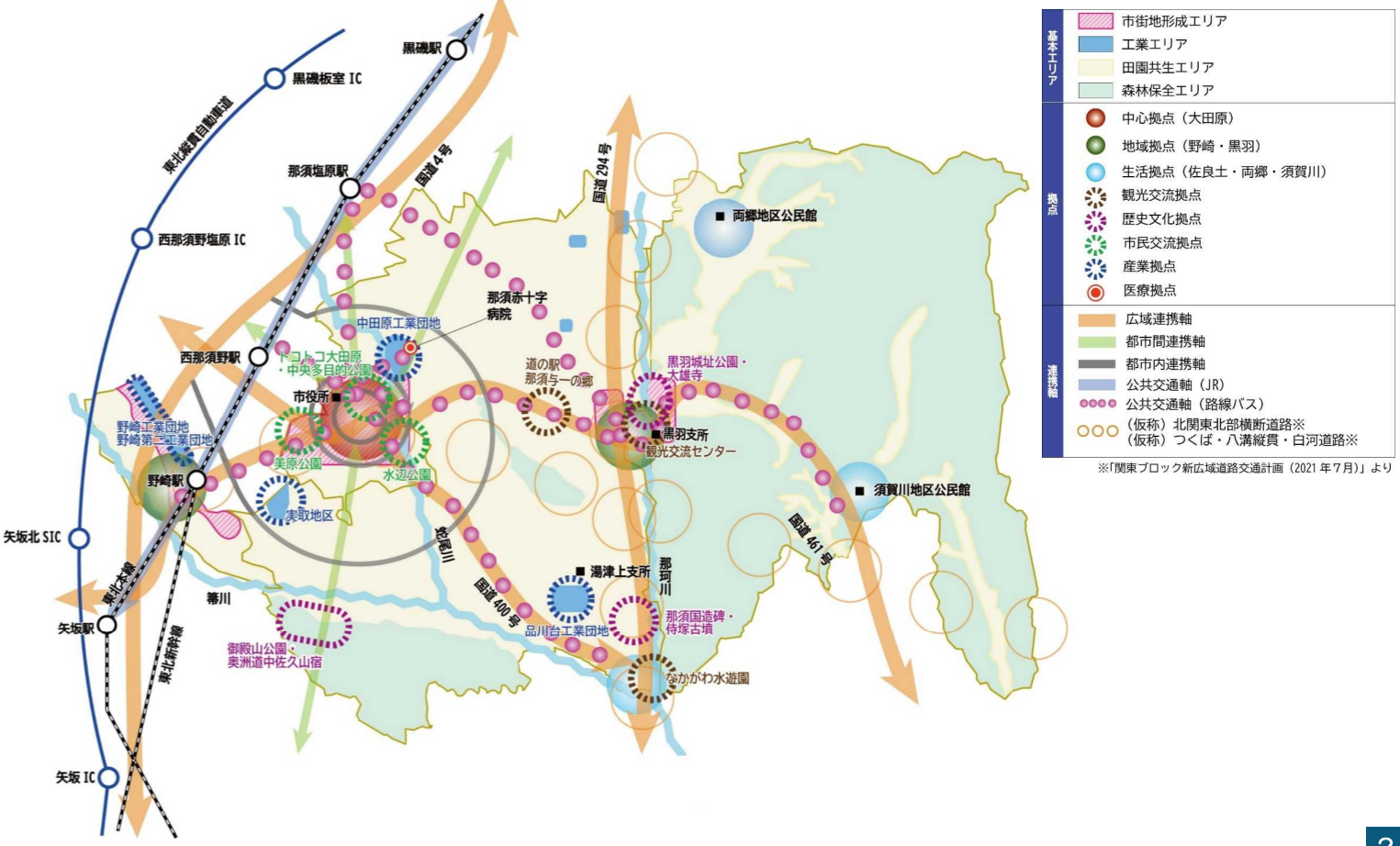
広域連携軸	●国道等の機能の維持・向上を目指すとともに東北縦貫自動車道へのアクセス強化等による広域的な連携の促進
都市間連携軸	●広域拠点地区の形成や周辺都市を結ぶ主要地方道路等の機能の維持・向上
都市内連携軸	●市内の拠点地区間及び周辺地域を結ぶ県道、市道等の幹線道路の機能の維持・向上
公共交通軸	●JR宇都宮線(東北本線)やバス路線の利便性の向上や周辺市町へのアクセス強化

### ■拠点

地域の特性、規模や担うべき役割に応じて必要な都市機能等を集積し、その機能性を高めるため、以下の8つの拠点を設定します。

中心拠点	●市役所や商業施設などの都市機能や人口の集積 ●公共交通ネットワークの充実・強化による拠点間の連携
地域拠点	●生活利便施設の誘導・公共交通の充実などによる生活の利便性の向上
生活拠点	●郊外部や中山間地域のコミュニティの維持
観光交流拠点	●情報発信の強化と魅力向上による広域的な観光の集客の促進
歴史文化拠点	●歴史文化資源の保全と活用による魅力ある空間の形成
市民交流拠点	●子育て世代を含む市民相互及び市内外の交流やレクリエーションの核となる拠点における憩いの場として市民に親しまれるにぎわいの空間の形成 ●スポーツを通じた交流や高齢者の健康増進を促進する拠点としての機能の維持・向上
産業拠点	●製造業等の産業機能の集積地としての機能の維持とさらなる操業環境の向上
医療拠点	●地域医療との連携と救急医療にも対応した機能の維持・向上

### ■将来都市構造図



1. 土地利用の方針

- ・基本エリアに大別した地域地区等の活用や土地利用の規制・誘導、市街地の整備、建築物に関する制限及び公共施設の整備
- ・集落の活性化と環境維持の両立など、地域特性に応じたきめ細やかな土地利用の推進
- ・都市機能の利便性や環境保全、防災・減災など多角的な視点に基づく望ましい土地利用の実現
- ・空き家・空き地の有効活用による効率的な土地利用や都市基盤施設の整備による良好な住環境の維持・形成
- ・都市計画区域の見直しの検討(社会情勢など大きな変化が見られた場合など)

基本理念1

基本理念2

基本理念3

- 【施策イメージ】
- ・用途地域の見直し
  - ・特別用途地区の設定
  - ・地区計画の見直し
  - ・新たな用途地域の指定

2. 交通体系の方針

- ・幹線道路網や生活道路の整備などによる交通利便性や安全性の向上
- ・公共交通の利便性の維持向上や最新技術の動向を踏まえた新たな交通手段のあり方の検討
- ・野崎駅前や市役所などにおける交通結節点の機能向上
- ・都市の再構築の取組や渋滞緩和に資する道路整備の推進
- ・(仮称)北関東北部横断道路や(仮称)つくば・八溝縦貫・白河道路の早期整備に向けた取組の推進

基本理念1

基本理念2

基本理念3

- 【施策イメージ】
- ・都市計画道路の見直し
  - ・新たな道路の整備
  - ・構想道路などの早期実現に向けた取組の推進
  - ・公共交通の利便性の維持向上

3. 都市環境の方針

- ・「こどもまんなか」の視点に立った生活空間の形成
- ・バリアフリー等の環境の整備・充実
- ・空き家などの既存ストックの有効活用
- ・公園の機能充実や施設の長寿命化による機能更新
- ・緑地や水辺環境の保全の推進
- ・循環型社会づくり、生活環境の保全、環境関連活動の活発化による都市環境の保全と形成

基本理念1

基本理念2

基本理念3

- 【施策イメージ】
- ・都市計画公園のエリア見直し
  - ・公園の機能充実
  - ・公園の施設の長寿命化・機能更新
  - ・空き家バンクの活用

4. 都市マネジメントの方針

- ・既存ストックの有効活用を基本とした公共公益施設の維持管理、更新
- ・上水道などの供給処理施設の適正管理の継続と施設の長寿命化
- ・「大田原市公共施設等総合管理計画」に基づく効率的な施設運営・配置についての検討の継続と必要に応じた再編
- ・PPP/PFI事業の活用による最適な公共サービスの提供と地域の価値や住民満足度の向上
- ・公共施設整備におけるユニバーサルデザインの考えに基づいた取組みや省エネルギー型の施設整備、再生可能エネルギーの活用
- ・ストックマネジメント計画などに基づく適切かつ効率的な維持管理や既存ストックの有効活用

基本理念1

基本理念2

基本理念3

- 【施策イメージ】
- ・公共公益施設の維持管理、更新、長寿命化
  - ・民間活力の活用

5. 景観の方針

- ・市内各所の特性が生かされ、美しく秩序立った、個性が感じられる街並みの形成
- ・美しい自然や歴史・文化を生かした良好な都市景観の保全・創造
- ・情報発信や景観まちづくり活動に対する各種支援による官民連携で取り組む景観づくり

基本理念1

基本理念2

基本理念3

6. 観光の方針

- ・市内外からの誘客増加に向けた歴史・文化などの魅力ある地域資源の観光コンテンツとしての活用

基本理念1

基本理念2

基本理念3

7. 防災の方針

- ・水害・土砂災害対策や地域防災力の向上による安全・安心に暮らせる都市の形成
- ・都市施設や居住施設の耐震性の強化等による防災性の向上
- ・広域道路ネットワークの構築・機能強化や公共交通機関の機能確保による都市防災ネットワークの形成
- ・避難場所・避難所となる公園、学校などへ接続する道路の適切な配置と避難路のネットワーク化の推進
- ・立地適正化計画の防災指針に基づく都市の防災に関する機能の確保と災害リスクの低いエリアへの居住誘導

基本理念1

基本理念2

基本理念3

全体構想を踏まえ、地域の特性に応じたまちづくりの方向性を「地域別構想」として示します。

地域区分については、地形等の自然的条件や土地利用の状況を踏まえ「大田原地域」「野崎地域」「金田・親園・佐久山・湯津上・川西地域」「黒羽・両郷・須賀川地域」の4地域に区分します。



■大田原地域

【まちづくりの方針】

- ① 計画的な土地利用による都市機能の向上と快適な居住環境の形成
- ② 円滑な道路交通や公共交通等の移動環境の充実
- ③ 街並みと調和した市街地景観の形成
- ④ 都市機能維持に向けた地域防災力の向上

【主なまちづくりの取組例】

- 用途地域・地区計画・特定用途制限地域等の新規指定に向けた検討
- 計画的な都市計画道路の整備及び見直し検討
- 空き家・空き地・空き店舗の有効活用
- 街並みガイドラインの策定

■金田・親園・佐久山・湯津上・川西地域

【まちづくりの方針】

- ① 優良農地の保全と周辺と調和した居住環境等の形成
- ② 地域特性に応じた公共交通の充実
- ③ 貴重な地域資源を活用した魅力ある空間の形成
- ④ 防災対策の強化による災害に強い地域づくり

【主なまちづくりの取組例】

- 優良農地や緑地(平地林・山林等)の保全・活用
- 貴重な自然環境の保全・管理
- 歴史的・文化的な景観の保全・形成
- 道の駅那須与一の郷の活性化

■野崎地域

【まちづくりの方針】

- ① 産業と都市機能が調和した良好な居住環境等の形成
- ② 公共交通の充実及び連携強化
- ③ 産業基盤の整備と良好な景観形成
- ④ 防災対策の強化による災害に強い地域づくり

【主なまちづくりの取組例】

- 工業団地等の良好な操業環境の保全
- 野崎駅の交通結節点としての機能強化
- 野崎駅周辺整備の推進
- 良好な産業地景観の保全・形成

■黒羽・両郷・須賀川地域

【まちづくりの方針】

- ① 豊かな自然と調和した持続可能な居住環境の形成
- ② 地域特性に応じた公共交通の充実
- ③ 自然・歴史資源の保全・活用による魅力ある空間の形成
- ④ 土砂災害対策の強化による安全・安心に暮らせる地域づくり

【主なまちづくりの取組例】

- 生活拠点としての都市機能施設の誘導
- 地域拠点としての機能の充実及び都市機能施設の誘導
- 歴史・文化施設を生かした交流拠点の形成と地域活力の創出
- 急傾斜地等の災害危険区域における安全対策

7. 計画の実現に向けて

本計画で位置づけた各種の取組の重要度や緊急性を勘案しながら、庁内の横断的な連携のもと、進捗状況を確認し、PDCAサイクルにより本計画の進行管理を行います。

また、社会情勢の変化や上位計画の変更・見直し等といった変化に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しなどについて検討を進め、計画自体が硬直化しないよう、柔軟な対応を図ります。

